

全国司法書士女性会FAX通信249号 (2012年2月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

「別姓」に関する訴訟 《通信1》

会長 大 城 節 子

2012年2月8日（水）午後4時から、東京地方裁判所103号法廷において、「別姓」訴訟第4回口頭弁論が開かれました。

去る2011年2月14日、婚姻届不受理取り消し及び損害賠償・国の不作為を憲法違反として国家賠償請求訴訟が提訴されました。

原告は、「別姓」での婚姻届を婚姻届を提出したいが、「別姓」制度が成立していないため事実婚状態を余儀なくされている方たちです。

国連勧告に従わず夫婦別姓制度の実現をみない現状、法改正をしない国の怠慢が立法不作為であり結果的に憲法違反である。婚姻後の夫婦同氏を強制する現行民法（750条）は氏の選択権を否定するもので基本的人権を認めない明らかな憲法違反である。との主張が展開されています。

訴訟はその後、国家賠償請求事件と婚姻届不受理処分取り消し請求事件に分離され、国家賠償請求事件の第4回口頭弁論期日が本年2月8日でした。これまで原告・被告とも準備書面・答弁書並びに書証の提出が続きましたが、今後の予定として、原告側から証人及び原告本人の尋問の申し出をすることになるそうです。

次回期日は、5月9日（水）16時、東京地方裁判所103号法定です。

できるだけたくさんの傍聴人で、裁判官に良い心証を持っていただけるよう、多くの方の来廷を期待いたします。

他方、婚姻届不受理処分取消請求事件は、訴え却下・控訴棄却の判決をえて、上告申立中だそうです。

また、「別姓訴訟を支える会」が結成されており、訴訟答弁書の詳細など公開中ですので、入会の上、是非ご覧下さい。

「別姓訴訟を支える会」事務局

Mail:bessei-sosyo@wind.email.ne.jp

<http://www.asahi-net.or.jp/~dv3m-ymsk/index.html>

なお、3月8日には民法改正を求める院内集会が開催されますので、ご案内いたします。